

納期の特例について

従業員が常時10人未満であり、住民税の滞納がない事業所は年2回に分けて納入できる「納期の特例」の制度があります。希望される事業所は、納期の特例に関する申請書をご提出ください。

納期の特例を適用した場合の納期

- ・ 6月分から11月分の税額 …… 12月10日
- ・ 12月分から翌年5月分の税額 …… 翌年6月10日

申請書の記入について

1. この申請書は市長宛に提出願います。
2. 「1」欄には、特別徴収義務者の所在地・名称を記入願います。
 - 特別徴収義務者が個人である場合 → その住所及び氏名
 - 特別徴収義務者が法人である場合 → 本店又は主たる事務所の所在地及び法人名ならびに代表者氏名
3. 「2」欄には、特例の適用開始を希望する年月日を記入願います。
4. 「3」欄には、申請の日前6ヶ月間の各月末の人員と、各月の給与の金額(賞与等の臨時の給与の金額を含む)を記入願います。
5. 「4」欄には、該当する場合に限り必要事項を記入願います。
6. ※欄には記入しないでください。

納期の特例の取消について

- ・ 「納期の特例の取消しの届出書」を提出した月から取消となります。
- ・ 取消の場合、取消の申請日以前の各月分は、取消された月の翌月10日が納期限となります。